

12月4日～10日は
人権週間です

豊かな人間関係を



豊かな心を育てよう

法務省の人権擁護機関は、従来から「いじめ」、「体罰」、「不登校児」など、子どもの人権問題に積極的に取り組んでいます。

近年、「いじめ」が理由と思われる自殺事件が相次いで発生し、「いじめ」の形態も、陰湿、執拗なものが多くなり大きな社会問題となっています。「いじめ」はそれを行う子どものみの問題ではなく、それを阻

止しない、あるいは見逃している人たちの問題でもあります。

この問題を解決するためには、学校その他関係機関、家庭、地域社会が一体となって、子どもたちを一人の人間として尊重し、豊かな心を育てていこうとする、みんなの意識が必要です。

この機会に『人権』ということについて見つめ直し、子どもたちだけでなく、人に対する思いやりの心を大切にしたいものです。

子どもの人権を尊重

人権週間の強調事項としては：

○子どもの人権を守ろう
「いじめ」をしない・させない・見逃さない

○国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう

○差別問題をなくそう

○女性の地位を高めよう

○障害者の完全参加と平等を実現しよう

人権相談へどうぞ

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じた場合や、法律上どのようになるか、わからない場合は、人権相談所にご相談ください。相談内容としては…

- 「いじめ・体罰・不登校児などの問題
- 外国人・部落問題・女性差別などの差別問題
- 親子・夫婦・結婚・離婚・相続・扶養など家庭内の問題
- 登記・戸籍・国籍・金銭貸借問題
- 隣近所のもめごとなど

相談は無料、秘密は固く守ります。

特設人権相談所を開設します 【敬称略】

日 時	場 所	相 談 員
12月5日(火)	市役所市民相談室	神田文衛 市川川武
12月7日(木)	東部市民センター	二村源太郎 奥田昌子
	西部市民センター	櫻間雅文 小林末子
12月8日(金)	東部市民センター	山口理憲 山鳥八重子
	西部市民センター	市川一巳 牧原つや子

時間は、午後1時～4時です。

問合先…市民課庶務担当(☎66-1110)